

市有財産の貸付公募及び SDGs ロッ
カー運営事業者の募集について
(価格固定プロポーザル方式)

中区本町 6-50-10 建物

令和6年11月実施

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

I 概要

横浜市では、事業者による食品ロス等の廃棄物及び CO₂排出量を削減するとともに、市民の皆様へ意識醸成や行動変容を促すきっかけとするため、SDGs ロッカー事業（以下「本事業」という。）を進めています。

今般、市民の皆様への普及促進とともに、横浜市庁舎内における本事業のニーズを調査するため、本事業の運営事業者を募集します。

1 貸付物件（建物）

所在地番・種別	貸付面積 (㎡)	備 考
横浜市中区本町 6丁目50番地の10 (貸付場所は、添付資料を 参照)	0.84	貸付期間：令和7年2月1日から 令和8年1月31日まで 入札保証金：免除 貸付条件：要項3-(4)参照

2 公募のスケジュール

提案書の受付	令和6年11月29日（金）から令和6年12月20日（金）まで 【受付場所】市庁舎30階 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 SDGs 未来都市推進課
▼	
質問書の提出・回答	令和6年11月29日（金）から令和6年12月6日（金）まで ※令和6年12月11日（水）までにHPで回答します。
▼	
結果の通知	令和7年1月8日（水）（予定）
▼	
契約書の締結	令和7年1月20日（月）頃まで
▼	
開始準備	令和7年1月中
▼	
貸付期間	令和7年2月1日（土）から令和8年1月31日（土）まで

市有財産へのSDGsロッカー運営事業者募集要領

1 市有財産へのSDGsロッカー運営事業業務の内容

別紙仕様書のとおり

2 参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書の受付期間の最終日から選定委員会の開催日までのいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (5) 市有財産へのSDGsロッカー運営事業者募集要領（以下「本要領」という。）記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、別紙仕様書に掲げる本事業を行う資力及び能力等を有する者であること。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約です。

(2) 貸付期間

令和7年2月1日から令和8年1月31日まで（1年）

※本公募は実証であり、原則、再契約は想定していません。

(3) 貸付物件の用途指定

本事業の用途に供さなければなりません。

(4) 貸付物件

以下の土地を貸し付けます。

所在地番	貸付面積 (㎡)	備考
横浜市中区本町6丁目50番地の10 (貸付場所は、添付資料を参照)	0.84	別添案内図参照

(5) 貸付料

ア 月額

5,000円/月

※消費税納税事業者の場合には、消費税額が加算されます。

※貸付期間が1か月に満たない月については、日割り計算（日数÷30）により算出した金額を

当月貸付料とします。なお、光熱費は含まれません。

イ 支払方法

本市の発行する納入通知書により、各年度毎、貸付期間の始まる前に貸付料の年度分全額を徴収します。

(6) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 本事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件及び賃貸借権を第三者に転貸及び譲渡すること。

エ 貸付物件に設置したSDGsロッカーにおいて酒類又はその類似品を販売すること。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(6)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 設置期間

契約締結後、運営事業者は原則、令和7年2月1日から2月7日の間に設置作業を行ってください。ただし、具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上、決定します。

(9) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、本事業に必要な費用は運営事業者が負担するとともに、契約期間終了までに、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

(10) 電気料金の専用子メーターの設置

運営事業者は貸付料のほか、光熱費の実費を負担しなければなりません。計測にあたっては電気料金の専用子メーターを設置してください。

(11) 売上報告書及び事業報告書の提出

貸付物件に係るSDGsロッカーの売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌々月の15日までに、売上報告書を提出してください。また、本事業の終了後、市庁舎におけるニーズ調査の結果を事業報告書として提出してください。事業報告書の内容は、本事業全体の売上、CO2削減量、関係事業者及び利用者の意見等を想定していますが、詳細は横浜市と協議の上、決定します。

(12) 実地調査等への協力義務

履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、運営事業者は横浜市に協力しなければなりません。

(13) 販売する商品の確保

運営事業者は本事業の期間内において、別紙仕様書に記載する商品を常に確保するよう努め、廃棄ロスの削減に取り組むこととします。

4 提案書の提出

(1) 提出について

期日までに、(3) 申込に必要な書類の提出をもって、参加申込とみなします。なお、提出書類は

返却しません。

ア 提出期間 令和6年11月29日（金）から令和6年12月20日（金）まで
受付時間午前8時45分から午後5時15分まで
（正午から午後1時を除く）

イ 提出場所 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市脱炭素GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課（横浜市庁舎30階）

ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 参加可能な形態

参加できる者の形態は、単体事業者又は複数の企業により構成された共同事業体とし、「2 参加者の資格」を全て満たす者に限ります。

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を提出してください。共同事業体の場合、代表者名を記載するものについては代表構成員名で作成、「ウ〜ク」については、構成員分を提出してください。

ア 提案書一式（様式1から様式2）※左上留め7部提出

イ 共同事業体協定書兼委任状（様式5）※共同事業体の場合のみ提出

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出)

カ 市税の納税証明書（契約行為を行う事業所のある自治体の納税証明書）

（ア） 法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）

（イ） 固定資産税（償却資産分を含む。平成29年度及び30年度の2年度分）

キ 財務諸表の写し（直前2年間分）

ク 本事業に類する運営事業の実績

ケ 設置を希望するロッカーのカタログ

コ 公有財産貸付申請書（様式4）

(4) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とします。

ア 「2 参加者の資格」に掲げる資格のない者が提出した書類

イ 所定の提案書以外で提出した書類

ウ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない書類

エ 虚偽の記載があった書類

オ その他本要領の内容と適合しないもの

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月6日（金）まで
受付時間午前8時45分から午後5時15分まで
（正午から午後1時を除く）

(2) 質問提出方法

質問書（様式3）を4(1)イに記載の場所に持参するか、電子メールでの送付とします。

メールアドレス：da-futurecity@city.yokohama.lg.jp

(3) 回答予定日

質問に対する回答は、令和6年12月11日（水）までに、公募ホームページで行います。再質問は認められません。

6 運営事業者の決定方法

市有財産へのSDGsロッカー運営事業者募集評価委員会において評価を行い、要件に該当する公募参加者のうち、合計点数（以下「総得点」という。）の高い上位1者を運営事業者として決定します。総得点の算定方法は、「評価基準」に示す通りです。

7 結果の通知

運営事業者に決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。令和7年1月8日（水）頃に、通知予定です。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

参考までに「【参考】公有財産賃貸借契約書」をご覧ください。運営事業者の決定後、両者にて協議の上、契約書を確定します。

※別途、本事業の連携に関しては協定書又は覚書等の締結を想定しています。具体的な内容は事業者選定後に協議の上、決定します。

(2) 契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て運営事業者の負担とします。

イ 契約者の名義は、提案書提出者名義で行います。

9 その他

提案書の提出期限から契約締結までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

【貸付地】横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

案内図



【注意事項】・土地の表示は概要です。

・案内図（iマッピーから引用）

・対象地が指している赤く塗りつぶした四角形は、建物内の位置を示しています。



市庁舎1階アトリウム 南プラザ側入口横

※ 北西側から撮影

募集要領に関するお問い合わせ及び応募受付先

今回の貸付けに関する問い合わせ先は次のとおりです。

所在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
担当部署	横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課 (横浜市庁舎30階) 担当 赤谷・水谷
電話番号	045-671-4371
Eメール	da-futurecity@city.yokohama.lg.jp
受付時間	土曜日、日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までを除きます。)
備考	・郵送等による提出はできませんので、担当部署まで直接ご持参ください。